

平成 28 年 8 月 善通寺市農業委員会農地専門部会 次第

日時：平成 28 年 8 月 22 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 9 月 20 日（火）13 時 30 分～

現地調査 同日 9 時～

農業相談 同日 10 時～

6. 閉 会

平成28年8月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年8月22日（月） 13時30分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員、3 川田治弘農地専門部会長、4 渡辺政幸委員、5 佐柳博秋委員、6 遠山建治委員、7 瀬川治農地専門部会長職務代理者、8 山地孝義委員、9 増田アサミ委員、10 大川善四郎委員、11 大西光義委員、12 尾上一美委員、13 堀井伸一委員、14 香川貞行委員、16 土居信雄委員、15 南光紀夫農政専門部会長、17 近藤隆委員、18 原巧農政専門部会長職務代理者、19 三原正子委員、20 篠内實委員、21 近藤正三会長職務代理者、22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 7 瀬川治農地専門部会長職務代理者（13時48分出席）
5. 欠席委員 2 谷口義弘委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一、局長 平田 和明、次長 芦辺 龍史
8. 議案 8.1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
8.2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8.3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議事
局長 皆さん、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまより、平成28年8月の定例会、農地専門部会を始めます。まず最初に、立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願ひします。
- 会長 （立石会長挨拶）
- 局長 ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、川田農地専門部会長、よろしくお願ひします。
- 川田農地専門部会長
皆さん、こんにちは。それでは、ただ今から農地専門部会を進めて行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。本日の議事録署名人には、議席第12番の尾上委員さんと、第13番の堀井委員さんの2名の方、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、早速、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。

番号○につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、三原委員さんの退席をお願いいたします。

(三原委員 13時34分退室)

川田農地専門部会長

はい。それでは、事務局より内容の説明をお願いします。

局長 それでは、まず、番号○ですが、本件は、譲受人である○○氏の希望により、本申請地をネギ等の育苗の場所として利用するべく、譲渡人である○○氏との間で話が整ったため、当該地である、○○○町字○○、○○○○番○、田○筆○○m²の所有権移転売買に及んだものであります。譲受人は、認定農業者であり、女性農業委員である妻と、次男の3人で、年間300日間、農作業に従事し、市内に自己所有農地と借入地を合わせて、経営農地面積、○○○○○m²に水稻やネギを作付けしており、下限面積要件を満たしております。また、事務局にて、譲受人の同行の下、全部効率利用要件のための、所有農地の耕作状況の確認を行いましたが、水稻の作付けや、ネギを収穫した後の状態となっており、所有農地や借入農地等、使用収益権を有する農地に不耕作地はありませんでした。本申請地の両側には、譲渡人と譲受人の所有する○○があるため、風等から苗を保護する場所として適しており、また、自宅からも近いため、作業者が育苗の管理をしやすく、面積的にも小区画で、苗の生育に適している場所であると考えられるため、特に問題は無いと考えます。提出書類に不備もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域から外れている、第○種農地であります。以上○件、田が○筆○○

m^2 の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がございました、議案第1号、番号1、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、番号1の案件につきましては、原案のとおり決定をいたします。三原委員さんの入室を認めます。

(三原委員 13時37分入室)

川田農地専門部会長

それでは、引き続きまして議案第1号、番号○から順次、事務局より説明をお願いいたします。

局長 それでは、番号○ですが、本件の譲渡人である○○氏は、本市において畑を○筆所有しております、本申請地は、平成○○年に父親から相続し、現在まで自己保全するかたちで、農地の維持管理を行っておりましたが、農業後継者もおらず、所有農地を徐々に処分していくことを計画しており、昨年○月には、○○町字○○、○○○○番○、畠○筆、○○○ m^2 を近隣の方に5条申請にて所有権移転することとして、本農地専門部会において、お諮りいただいた経緯があります。譲受人である○○氏は、本市において、田畠合わせて○○筆、○○○○ m^2 を所有し、全て自作にて、妻、子の3人で農作業に従事しており、所有している農地に不作付地も無く、水稻や、柑橘類の果樹等を作付けしております。今般、両者の間で売買の話が整ったため、当該地である、○○町字○○、○○○○番○、畠家○筆、○○○○ m^2 において、農地法第3条の所有権移転申請に及んだものであり、取得

後の農地は、梅や杏を作付けする予定であります。提出書類に不備もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域からは外れている、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、本件の農地は、〇〇町字〇〇〇の登記及び現況地目が田の〇筆、合計〇〇〇〇m²について、土地の所有者である、〇〇町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が平成〇〇年〇月に死亡し、相続人もおらず、不在地主の状態となり、今後、耕作放棄地となる恐れがあるものとして、地元農業委員より事前報告があり、所有農地について、以前から検討していたところ、平成〇〇年〇〇月に高松家庭裁判所より、官報公告定型番号第〇〇号において、〇〇氏の相続財産管理人として選任を受けた、譲渡人である〇〇弁護士と、当該地付近にて農地を所有している譲受人である〇〇氏との間で、話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。現在は、被相続人の滞納のあった固定資産税や、土地改良区の賦課金も全て完納し、当該地以外の残っている遊休地となった農地については、市内の建設会社に樹木の伐採等の見積もり徴収をしている段階であり、宅地については不動産業者に処分するよう依頼しており、小作等の権利関係の解約についても、現在、合意による解約の手続きを行っているところであります。譲受人は、市内に農地を〇筆、〇〇〇〇m²を所有し、母親、妻の3人で農作業に従事し、自己所有農地から本申請地までは、約〇〇mのところにあり、貸付農地もなく、所有農地には主に水稻を作付けしております。本件は、提出書類に不備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の第〇種農地で、現地調査の際には何も耕作されていない状態であります。以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇m²、畠が〇筆、〇〇〇〇m²、合計〇筆、〇〇〇〇m²の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほう

から、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

はい。ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より内容の説明をお願いいたします。

局 長 はい。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

番号○ですが、本件は、議案書の3ページ、議案3号、番号○と少し関連しております。本件の申請者である○○氏は、今般、○○町字○○○、○○○番○、田、○○○m²を分筆した、○○○m²において、娘の夫が○○○○を建築することを計画し、農業振興地域から除外する手続きを行う際に、当該地の登記地目が農地であることが判明し、農業振興地域からの除外を経て、○○、○○○用地としての転用申請に及んだものであります。当該地である、○○町字○○○、○○○番○、畠、○○○m²に、平成○○年頃に○○用倉庫を新築した際に、併せて利用する土地の、同所○○○番○、宅地、1筆、○○○○m²と一体で造成し、建築面積○○○○○m²の○○用倉庫を建築していたもので、農地法の許可を得ずに、無断で農地以外の用途に供する転用行為を行っていたため、違反転用の始末書を添えて、申請に至ったものであります。本申請地は、善通寺ICから半径約○○○mの距離にある、第○種農地に区分される農地ですが、農業振興地域内の農地であり、平成○○年○月○日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ており、本転用についての提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。以上○件、登記地目は畠が○筆、○○○m²の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達し

たいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第2号、農地法第4条第1項許可申請番号〇について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇地区、〇〇町でございますので、南光農政専門部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

南光農政専門部会長

先日、〇〇さん同席の下、現地の調査を行いました。これは〇〇〇m²を超える案件であるため、〇〇〇倉庫でも農地転用が必要な案件で、現地では境界が少しわかりにくかったのですが、農地と知らずに無断で転用していたもので、特に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号〇につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありますか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は举手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長　　はい。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。まず、番号〇ですが、本件の譲渡人である〇〇氏は、現在は〇〇市にお住

まいで、本申請地の北側にある、〇〇〇町字〇〇〇、〇〇〇〇番地〇の自宅は、平成〇〇年に父親が亡くなつて以後は、空き家となつてゐる状態であり、不動産業者を通じて、今回の譲受人である〇〇〇氏との間で、本申請地と家屋について、本年〇月に売買契約を交わしております。譲受人は、主たる事務所を〇〇市に置き、主に〇〇の保全、〇〇工事業及び、〇、〇〇〇〇〇〇〇工事業、〇〇工事業を営んでゐる法人の代表取締役であり、当該地である、〇〇〇町字〇〇〇、〇〇〇〇番〇の、登記地目及び現況地目が畠、〇筆、〇〇〇m²において、従業員が利用する〇〇〇用地や、従業員を現場まで運ぶための車両の駐車スペース及び、〇〇〇〇用地として利用することとなり、今般、空き家となつてゐる家屋も含めて、両者の間で売買協議が整つたため、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地は、農業振興地域から外れています、第〇種農地で、現況は何も作付けされておらず、本転用の許可後は、併せて利用する土地である、現在の家屋の、〇〇付近の一部を取り壊し、〇〇〇〇を設け、市道からの〇〇の〇〇〇として利用する計画であり、当該地の〇側は宅地、〇側は畠、〇側は有限会社〇〇〇〇〇の作業場となっており、提出書類に不備もなく、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇でありますが、本件の貸人である〇〇氏と、借人である〇〇氏とは義理の親子の関係であります。借人は現在、〇〇市内の借家にて、家族〇人で生活をしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になってきたことから、今般、義父の所有する農地の〇筆の内、妻の実家に近く、面積的に妥当な広さである、当該地の、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇の、登記及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇m²を選択し、木造2階建て1棟、建築面積〇〇〇〇〇m²の〇〇と、〇〇〇〇〇1基、〇〇〇〇〇m²を建築するため、農業振興地域からの除外を経て、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地の〇側は、義父が所有する農地で、〇側は市道、〇側は県道に面しており、交通の便も良く、本転用についての調整を全て了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域であり、本年〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。

次に番号○ですが、本件の譲渡人である○○○氏は、○○町にお住まいで、本市内において所有する農地は、当該地を含む○筆であり、昭和○○年に父親から相続し、現在まで自己所有農地の保全管理に努めておりましたが、当該農地は水田として機能していないために、借り手も見つからず、維持管理に苦慮しておりました。譲受人である○○氏は、主たる事務所を○市に置き、中西讃地区を中心に、主に○○業や○○工事業を営んでいる法人の代表取締役であります。今回、土地所有者である譲渡人からの申し出を受け、当該地の、○○町字○○、○○○○番○、田、○○○m²において、全額自己資金にて、分譲住宅○区画○棟、平屋建て、建築面積○○○○○○m²を建築することを計画し、農業振興地域からの除外手続きを経て、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地の○側は市道と宅地、○側は水路と市道、○側は譲渡人が所有する田であり、また、本申請地の半径約○k m圏内には、○○幼稚園や○○小学校等の教育施設があり、また、半径約○○○k m圏内には、○○○○○○○○○○○○医療センターもある、閑静な住環境の良い、第○種農地であり、候補地の比較検討も適正になされていることから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域で、去る○月○日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。

次に番号○ですが、本件の貸人である○○氏と、借人である○○○氏は、実の親子であり、借人は、現在、○○町の借家において、夫と子どもの○人で生活をしておりますが、現在の借家が、県道○○○○○線の拡幅工事に伴い、撤去することとなったため、今般、父親が所有する、当該申請地で、○○町の登記地目及び現況地目が田である○筆、○○○m²を○○○m²に分筆し、○○住宅、平屋建て○棟、建築面積○○○○○○m²を建築するものであります。本申請地は、国道にも近いため、交通の便も良く、また、当該地の半径約○○○m以内には○○小学校もあることなど、生活の利便性が高いことから、当該地を選択し、農業振興地域からの除外手続きを経て、本転用申請に及んだものであります。本申請地は、高速道と国道に分断されている、第○種農地で、申請地の○側は市道、○側は農道、○側は田、○側は分筆後の田となっており、分筆後の農地については、今後、畑

地として野菜等の作物を作付けしていく予定であると、貸人より聴取しております。提出書類に不備もなく、本転用についての調整を全て了しておりますことから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域で、去る〇〇年〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。

次に番号〇ですが、本件は先ほど、議案2号、番号〇において、少しご説明いたしましたが、本件の貸人である〇〇氏と、借人である〇〇氏は、義理の親子の関係であり、住所地からもわかりますように、本年〇月より本市に転入し、現在まで妻の両親と一緒に、妻と子の〇人で同居をしております。借人は、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭となってきたことから、義父が所有する、〇〇筆の農地の中で、面積的に妥当な広さである、当該地の、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番地〇、田、〇〇〇m²を、〇〇〇m²に分筆し、平屋建て〇棟、建築面積〇〇〇〇〇m²の〇〇住宅を建築するものであります。本申請地は、市道に面しており、〇〇保育所、〇〇幼稚園、〇〇小学校等の教育施設からも近い、住環境の整っている、第〇種農地で、普通寺インターチェンジや、バスターミナルからの距離も近いため、交通の便も良く、候補地の選定も適正になされており、提出書類に不備もなく、何も問題は無いと考えます。分筆後の残地部分の農地、〇〇〇m²については、貸人に聴取したところ、既存の水口等を利用して、稲作を継続して作付けする予定であります。なお、本申請地は農業振興地域であり、去る〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。

次に番号〇ですが、本件につきましては、別添の書類としてカラーコピーの土地利用計画図を添付しております。参考していただきたいと思います。本件の譲渡人が所有する農地は当該地と、今回、分筆された〇筆のみで、〇人の兄弟がそれぞれ持ち分〇分の1を所有しております。当該地に隣接して居宅を構えている、長男である〇〇氏は、数年前より体調を悪くし、日常生活にも支障をきたすようになり、農地の維持管理については、〇〇市の方と個人間での農地の貸し借りを行い、現在は水稻を作付けしている状態であります。譲受人である〇〇氏は、主たる事務所を〇〇市に置き、

ことが考えられる土地であること、位置的に第1種農地としての広がりが無いこと、善通寺インターチェンジからも近い、第〇種農地に近接する、第〇種農地として区分される農地であること、隣接地の所有者からの同意書も添えており、隣接農地を借り受けている耕作者からの本転用についての同意も得ていること、今回、水路を新たに〇側に設け、雨水並びに生活排水を、まんのう用水の水路に放流することを地元水利と協議し、了承を得ていることなどをふまえ、今回、本転用の可否について、本農地専門部会にお諮りいただくものであります。なお、本申請地は、開発行為の必要な案件で、農業振興地域内の農地であり、去る〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。参考までに、本市の〇〇〇〇として農地転用に至った案件で、過去〇〇年間において調べましたところ、平成〇〇年から〇〇件の〇〇〇〇用地の転用行為がなされており、〇〇地区においては、〇〇件の内の〇〇件と、他の地区よりも都市化が進んでいる傾向がありました。また、本件は転用面積が〇〇〇〇m²を超えており、農地法の一部改正に伴う、香川県農業会議（県農業委員会ネットワーク機構）、常設審議委員会の意見聴取の対象事案でありますことから、今月〇〇日の常設審議委員会にて意見聴取を行います。

次に番号〇ですが、本件は、先程の議案3号番号〇の隣地であり、譲渡人と譲受人は同じであります。本申請地の〇筆の内、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇、田、〇〇m²は、平成〇年頃に倉庫周辺の〇〇用地として、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²は、平成〇年頃に〇〇〇用地として、譲渡人が地目が田となっていることを知らずに、無断で造成したものであります。その後、本件の併せ利用地〇筆を、平成〇〇年に譲受人が不動産競売及び、土地の売買にて取得し、〇〇用地、〇〇〇用地、〇〇〇〇用地として利用していましたが、地元の〇〇会社に〇〇〇として貸し付けを行い、今回の申請地である〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇を、〇〇〇用地として貸し付ける際に、地目が田であることが判明し、農業振興地域からの除外を経て、農地の転用申請に及んだものであります。当該地は、先程の議案第3号、番号〇の説明同様に、第〇種農地として判断出来るものであります。判断基準の説明については、先程と同じでございますので、省略させていただ

きます。既に無断転用行為ではあります、始末書にて反省の念を示していることから、先ほどの番号〇と同じく、本転用の可否についてお諮りいたします。なお、本申請地は農業振興地域であり、去る〇月〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答が出ております。以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇m²、畠が〇筆、〇〇〇m²、合計〇筆、〇〇〇〇m²の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの農地法第5条第1項許可申請について、番号〇から順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。まず、番号〇について、〇〇〇町でございますので、原農政専門部会長職務代理者、よろしくお願ひします。

原農政専門部会長職務代理者

先日、地元の委員さん3名で現地の確認を行い、近隣の方からも事情を聴取しました。特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号〇について〇〇町でございますので、尾上委員さん、よろしくお願ひします。

尾上委員 この案件につきましては、先日、谷口委員さんと現地の確認を行いました。近隣の方で、〇〇さんと〇〇さんにも事情を聴取してきましたが、特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号〇につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号〇について〇〇町でございますので、大西委員さん、よろしくお願ひします。

大西委員 先日、現地の確認を行いました。本人が市外の方でございますので、話は聞けませんでしたが、地元水利関係の方に事情を聴いてきました。特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号○につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号○について〇〇町でありますので、佐柳委員さん、お願いします。

佐柳委員 先日、現地調査を行いました。隣接者ともお会いして話を聞いてきましたが、特段問題はありません。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号○につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号○から番号○について、〇〇町でございますので、南光農政専門部会長、よろしくお願いします。

南光農政専門部会長

先日、現地の確認を行いました。番号○については、関係者や隣接の方も立会いを行い、話を聞いてきました。息子さんが〇〇〇〇を建築するもので、特に問題はありません。番号○については、〇〇さんの体調のこともあるって、地元の農業委員さんと一緒に事情を聴いてきましたが、仕方がないということで、特に問題はありません。番号○については、無断で造成しており、特に問題はありません。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号○から番号○につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

近藤委員 よろしいですか。番号○番の2筆は1種農地ですか。1種農地を無断転用して、宅地にするということなのでしょうか。

事務局 この2筆とも第1種農地です。

近藤委員 それでは1種農地を無断転用して、宅地にするということですね。先月の常設審議委員会で、他市の案件で、1種農地を無断転用し、工場用地として拡幅して、その後、また1種農地の拡張をしようとしているもので、2回の拡張はいかんだろうということで、差し戻された案件がありました。農業委員の役目は農地を守るという観点から話をしないといけないと思い

ます。1種農地は永久に農地として残そうというもので、今の説明では、バスター・ミナルから云々という、いわゆる転用有りきの話になっていると思います。こういう場合は、農地として誰かに農地のまま譲って、代替え地にかえて、そこを売却するというのが正解だと思うのですが、県の方からはどういう回答を得ているのか、まずお聞きしたいです。

事務局 1種農地の例外としての転用行為の許可としては、土地収用法に関する事業の用に供する場合や、一時的な転用、集落接続のある農家住宅と分家住宅、既存施設の敷地の2分の1分の拡張等がありますが、今回は、1種農地として外す要件ではなく、県の審査基準から第2種農地に区分される要件としてみなせることが県の考え方で、農振除外の際に農地転用許可の見込みというところで、県からの意見を聞いております。

会長 今回の件に関しましては、近藤委員さんの仰るとおり、農業委員会の主たる目的は優良農地の保護であり、1種農地は原則として転用しないということがあります。今回のことに関しては諸事情もあり、県に確認してみて、県が言うのであれば、地元の委員会もあえてそれを反対できないのではないかという判断の下に、今回は上程させていただいております。

近藤委員 差し戻されたらどうしますか。議事録に残しておいておかないといけないという案件なのではないかと思います。

会長 それも考えております。差し戻されても仕方がないことだと思っております。

事務局 今回の案件は、1種農地で分譲住宅として転用することは県としても認めていないので、本農地部会でお諮りいただきまして、第2種農地としてみなせるならば、常設審議委員会では第2種農地の転用案件として報告いたします。

近藤委員 これが高松地区周辺とかではバスター・ミナルに近い、1種農地がたくさんあります。これが引き合いになる可能性もありますので、慎重にしてほしいと思います。

会長 県の制度として、1種農地の転用に際して、付帯事項がついているので、我々としても迷うところがあると思います。

川田農地専門部会長

他にご意見ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上、本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問等はございませんか。無いようであれば、8月の農地専門部会をこれで終了したいと思います。皆様、大変お疲れ様でした。

閉会時刻 14時 28分